鶴ヶ谷ことぶき大学講話

「成年後見制度とはどんなもの?」

平成18年12月20日 行政書士 菊地 茂

1、はじめに

- (1)「転ばぬ先のつえ」としての「成年後見制度」「遺言制度」
 - (2)「法定後見」よりも元気なうちに「任意後見契約」を
 - (3) 任意後見契約とともに、必ず遺言を遺しておく

2. 成年後見制度とは

(1) 平成12年から始まった成年後見制度とは、「どんな人が」使えるか ①判断能力が不十分な成人が対象になる=法定後見 ②辞案に備えて準備する=任査後見

(2) 何放進入されたのか

①これまでの制度の使い勝手をよくする②急速に進む社会の高齢化に備えて 「ノーマライゼーション」「自己決定権を尊重」

(3) どんな特徴があるか

①「法定後見制度」→「後見」「保佐」「補助」②「任意接見制度」

③「後見登記制度」

(4) 法定後見制度とは

①法定後見制度を使える人とは

- 対象となる人
- 申立することができる人
- ②「後見」の内容とは
 - 判断能力をほとんどなくした人

- ③「保佐」とは
 - 「重要な行為」を一人で行えない人
 - ・「保佐人とは」
- ④「補助」とは
 - やや心配があるので援助があったほうがよい人
- 「補助人」とは
- ⑤「成年後見人等」には誰がなるのか
 - ・家庭裁判所によって選ばれる
 - ・身内から第三者へ、個人から法人へ
- ⑥「成年後見人等」の仕事とは
 - ⑦「成年後見人等」の報酬と費用は⑧「成年後見人等」の監督
 - ⑧「成年後見監督人等」の監督⑨「成年後見監督人等」の職務とは
 - ⑩「成年後見監督人等」には誰がなるのか
 - ① 「成年後見監督人等」を解任できるのか
 - (2)「後見等」を利用するための手続きは
 - (3)「法定後見制度」を利用するための手続きにかかる日数は
 - □ 「決定後見制度」を利用するための手続きにかかる費用は
 - ⑤本人の判断能力の判定をどうするか
 ⑥「法定後見制度」における被後見人等の不利益は
- (5) 任意後見制度とは
 - ①法定後見制度との違い
 - ・将来に備えて準備しておく制度・保護、支援してくれる人や内容をあらかじめ自己決定できる
 - ②類似の制度としての「委任契約」との違い
 - ②利用するためには
 - ④手続きは
 - ⑤「任意後見契約」の内容とは
 - ⑥「任意後見契約」はどのように結ぶのか、その費用は
 - ⑦「任意後見人」の職務は、その報酬は (8)「任意後見人」に稼餓死の実行や死後の処理を頼めるか
 - (9)「任意後見人」には誰がなるか
 - ◎「任意後見監督人」を選任する手続きと費用
 - ①「任意後見監督人」になる人

- ⑫「任意後見監督人」職務は、その報酬
- ③「任意後見監督人」辞任は、解任は
- ④「任意後見契約」の内容変更と「解除」は
- ⑤「任意後見契約」終了とその対応
- 16任章後見と法定後見との調整

(6) 成年後見登記制度とは

- ①「登記」が行なわれる場合
 - ②「登記」の申請は
- ③「登記」の事項は
 - ④「登記」の証明は
 - ⑤「登記事項証明書」の入手のしかた
 - ⑥「禁治産」「準禁治産」の記載との関係

(7) 遺言制度と遺産相続

- ①遺言とは
 - ②遺産相続とは ③「相続人」以外に財産を与えたい場合は
 - ④「相続人」なのに相続させたくない場合は
 - の有効な遺言とは
 - ⑥絶対に遺言が必要な場合は
 - ⑦できれば遺言したほうがよい場合は

以上、どうぞお気軽にご相談下さい

福祉法務・国際法務・相続法務・著作権法務

シャローム行政書士事務所 〒983-0852 仙台市宮城野区僧岡3丁目9番15-305号 TEL:022-293-3056 FAX:022-293-3022

http://www1.ocn.ne.jp/sko~/